

道路管理者から施主・設計・施工者の皆様へ

■ 道路工事施行承認申請手続きについて（道路法第24条）

道路管理者(鶴岡市)が管理する市道を、道路管理者以外の方(施行申請者)が、市道に関する工事を施行する場合には、道路法第24条の規定により道路管理者(鶴岡市)の承認が必要となります。

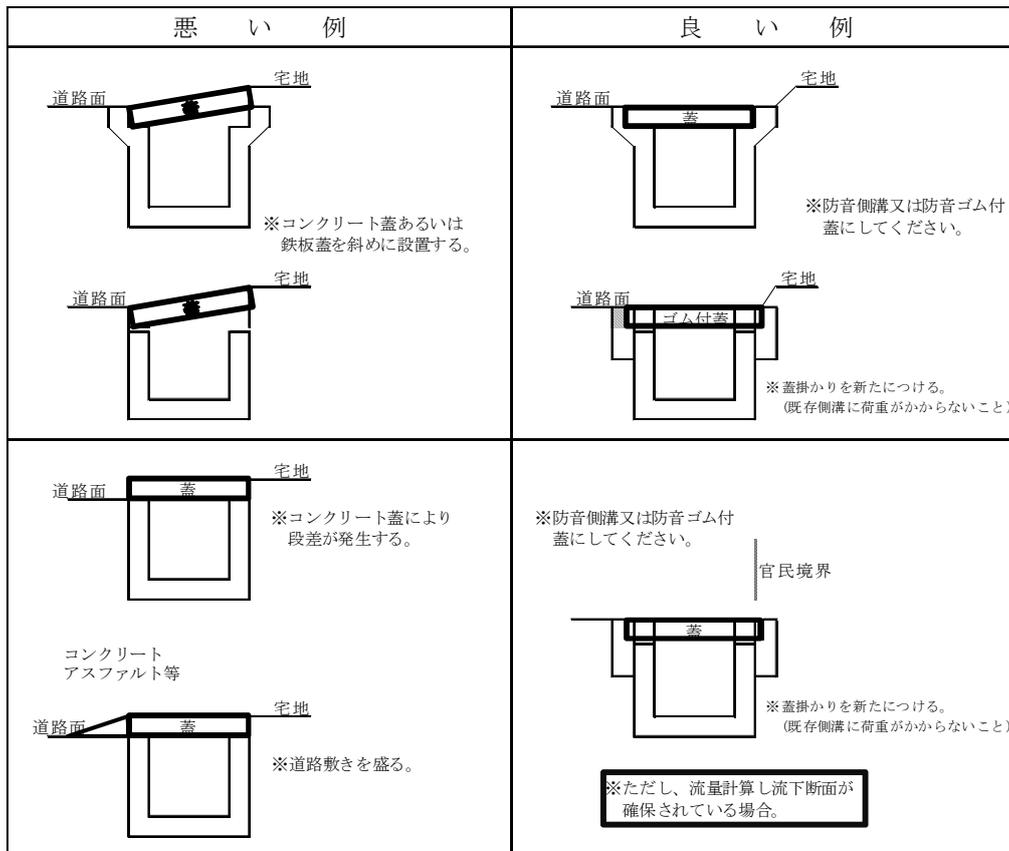
この手続きを道路工事施行承認申請と言います。

【施行承認申請手続きが必要な例】

- ・住宅の新築や改築に伴い、新しく市道に出入口を設けたい。
- ・車の出入りができるように歩道を切下げたい。
- ・出入口に縁石やガードレールがあるので撤去したい。
- ・車の出入りができるように道路側溝へ蓋を設置したい。
- ・家の前が素堀の側溝になっているので、コンクリート側溝を布設して、車が出入りできるようにしたい。 ・・・・ など

※申請者の都合により市道の構造物などを工事する場合に承認申請の手続きが必要となります。

■ 側溝に蓋をかける場合の例



※ 側溝も道路敷地の一部です。皆様が出入口のために設けた蓋の上も一般通行者や、自転車などが通る場合があります。道路面と同じ高さで水平に設置することが基本です。段差をつけたり斜めにした場合大変危険です。

又、宅地から道路へ水が流れたり、道路の排水がとれなくなる様な構造も大変迷惑になります。

■ 歩道部に出入口を設ける場合

歩道の舗装や側溝は軽荷重を対象としているため、車の出入りの際には重量に耐えられない場合があります。

そのため、**道路工事施行承認申請**により舗装の入替や側溝の補強が必要になります。

【記載事項及び注意点】

- 承認の認否や申請手続き処理の短縮を図るため、事前に「**地域別の相談・申請窓口**」まで協議をお願いします。
- 工事の費用については、道路法第57条の規定により、道路管理者の承認を受けた方の負担となります。
- 申請書に不備がなければ、申請から2週間位で許可(承認)となります。

【地域別の相談・申請窓口】

<p>-----鶴岡地域担当-----</p> <p>(本所4階)土木課業務係</p> <p>電話：0235-25-2111</p>	<p>-----藤島地域担当-----</p> <p>(藤島庁舎1階)産業建設課</p> <p>電話：0235-64-2111</p>	<p>-----羽黒地域担当-----</p> <p>(羽黒庁舎2階)産業建設課</p> <p>電話：0235-62-2111</p>
<p>-----櫛引地域担当-----</p> <p>(櫛引庁舎1階)産業建設課</p> <p>電話：0235-57-2111</p>	<p>-----朝日地域担当-----</p> <p>(朝日庁舎2階)産業建設課</p> <p>電話：0235-53-2111</p>	<p>-----温海地域担当-----</p> <p>(温海庁舎4階)産業建設課</p> <p>電話：0235-43-2111</p>

【鶴岡市役所ホームページの紹介】

鶴岡市役所トップページ

①トップページの「都市整備・環境」をクリック

地域公共交通

**道路と交通の
道路工事施行承認申請(道路法第24条)
へ移動**

道路と交通

- ▶安全な通行と快適な道路環境づくりのために
- ▶市道路線の認定について
- ▶境界立会(市道)について
- ▶道路工事施行承認申請(道路法第24条)
- ▶道路占用申請(道路法第32条)
- ▶通行制限申請(道路法第46条)
- ▶法定外公共物について
- ▶境界立会(法定外公共物)について
- ▶法定外公共物の工事等について
- ▶法定外公共物の占用について(許可申請)
- ▶道路整備・維持管理

このページから申請書等をダウンロードすることができます。

道路工事施行承認申請(道路法第24条)

更新日：2015年2月5日

道路工事施行承認とは

道路管理者(鶴岡市)が管理する市道を、道路管理者以外の者(施行申請者)が、道路に関する工事を施行する場合には、道路法第24条の規定により道路管理者(鶴岡市)の承認が必要となります。

- ▶ 降雪情報について
- ▶ 安全な通行と快適な道路環境づくりのために
- ▶ 市道路線の認定について
- ▶ 境界立会(市道)について
- ▶ 道路工事施行承認申請(道路法第24条)